

「非公開決定通知書」について

以下の通知書は、中村が個人として広域連合に候補地飯森の「下見調査」にかかわる情報公開請求を行なったことに連合が応えたものです。下見調査は、平成19年10月23・24日の両日に行なわれたものです。連合から職員2名、白馬村から職員1名、それにダイヤコンサルタント株式会社から1名の職員が参加しました。

私はこの「下見調査」が本調査に通ずるものとして関心を持ち、10月29日に、次の3点についての情報を公開するよう連合に請求しましたー、(1) 下見調査の復命書、(2) 調査を決定した機関の議事録、(3) ダイヤコンサルタントとの契約書。

これに関連して、通知書の問題点を以下に指摘しておきます。

(1) 通知書の発行の日付は11月9日ですが、「通知書」が届いたのは11月21日です。文書は12日間どこかに眠っていたこととなります。私は連合の職員に、どうして「通知書」が届かないのか3回ほど質しましたが、要領を得ませんでした。つまり、通知書が届くのに開示請求から実に21日間かかったこととなります。不可解というほかありません。この微妙な時期のこのような対応は、連合に何かが起こっているのではと想像させます。それは、10月25日に連協の会長名で届けた文書「建設計画の即時中止を一質問と提言」(連協のホームページ参照)の回答が、再三の請求にもかかわらず(多忙を理由に)11月21日現在届けられていないこととリンクしているのではと推測されるからです。

(2) 通知書は、請求内容の(2)ー調査を決定した機関の議事録ーに答えていません。

「通知書」には、「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申し立てをすることができます」とあります。連合の対応をみて、必要ならば不服申し立てをしたいと考えています。(中村 敬 2007/11/22)

*非公開決定通知書（写し）

様式第 4 号(第 4 条関係)

非公開決定通知書

北ア広 19 総第 122 号

平成 19 年 11 月 9 日

中村 敬 様

実施機関名 北アルプス広域連合
広域連合長 牛越 徹 印

平成 19 年 10 月 29 日付で公開請求があった情報について、次のとおり公開しないことに決定したので、北アルプス広域連合情報公開条例第 9 条第 2 項の規定により通知します。

情報の内容	10 月 23・24 日に行なわれた候補地飯森の「下見調査」に関連して①復命書②調査を決定した機関の議事録③株式会社ダイヤコンサルタントとの契約書	
公開できない理由	(説明)①復命書は作成していない。②現地を下見した業者とは、委託契約をしておりません。③(株)ダイヤコンサルタントとは委託契約していないため、契約書は存在しません。 以上のことから、文書不存在のため公開できません。	
情報を公開することができる期日	[請求に係る情報が期間の経過により公開できるもので、かつ、公開できる時期をあらかじめ明示できる場合に記入] 年 月 日	
該当部署及び連絡先	担当部署名	広域事務所総務課
	連絡先電話	0 2 6 1 - 2 2 - 6 7 6 4
この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、実施機関に対して不服申し立てをすることができます。		